

北海道民の健康づくりの推進に向けた連携に関する協定書

北海道（以下、「甲」という。）と全国健康保険協会北海道支部（以下、「乙」という。）は、道民の健康づくりの分野における取組を相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力をを行い、健康づくりの推進に向けた取組等を通じて、道民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1)健康づくりに係る広報、周知、啓発等に関すること
- (2)特定健診や医療費等の情報調査、分析及びその活用に関すること
- (3)特定健診受診率及び特定保健指導実施率等の向上に関すること
- (4)健康づくりに係る情報等の共有に関すること
- (5)その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに、甲又は乙より終了の申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密及び個人情報について、目的外に利用し、又は相手方の承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月18日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ



札幌市北区北7条西4丁目3番地1
乙 全国健康保険協会北海道支部
支部長 大場 久夫

